

# 戸籍事務のコンピュータ化が2月6日スタート!

平成6年に「戸籍法」の一部が改正され、戸籍事務のコンピュータ化が可能になりました。町では、戸籍事務の迅速化、効率化などの行政サービスの向上を図るため、コンピュータ処理の準備を進めてきましたが、いよいよ2月6日からスタートします。対象となるのは、本籍が城里町にある人の戸籍です。戸籍コンピュータ化の趣旨をご理解いただきご協力をお願いいたします。

## 戸籍事務のコンピュータ化とは?

戸籍制度発足以来、戸籍

事務は和紙で作られた戸籍原本を基礎に行われてきました。が、コンピュータ化後は、紙の原本から磁気の原本に変わります。

### ①名称が変わります

これまでの戸籍の証明は、和紙の原本を複写して作られ、全員を証明するものを戸籍謄本、個人を証明するものを戸籍抄本と呼んでいました。

コンピュータ化後は、戸籍謄本にあたるものが「全部事項証明」、戸籍抄本にあたるものが「個人事項証明」となります。いずれも手数料(各450円)は今までと変わりません。

### ②見やすくなります

証明書は、A4版横書きと

なります。

また、記載内容も難解な文章から項目ごとに記載され、地番・生年月日なども漢数字からアラビア数字で表記され、従来の証明書に比べて見やすくなりやすくなります。

### ③今までの戸籍は

「改製原戸籍」となります

今まで使用していた紙の戸籍は「改製原戸籍」として今後百年間保存されます。コンピュータ化後の戸籍は、コンピュータ化以前に婚姻・死亡などにより、戸籍から除かれているかたは記載されません。

このような事項の証明が必要な場合は「改製原戸籍」をご請求ください。

項目	今までの証明	コンピュータ化後の証明
名称	戸籍謄本 (全員)	全部事項証明書
	戸籍抄本 (個人)	個人事項証明書
公印	朱色	黒色 (電子印)
用紙	上質紙	透かし入り偽造防止用紙

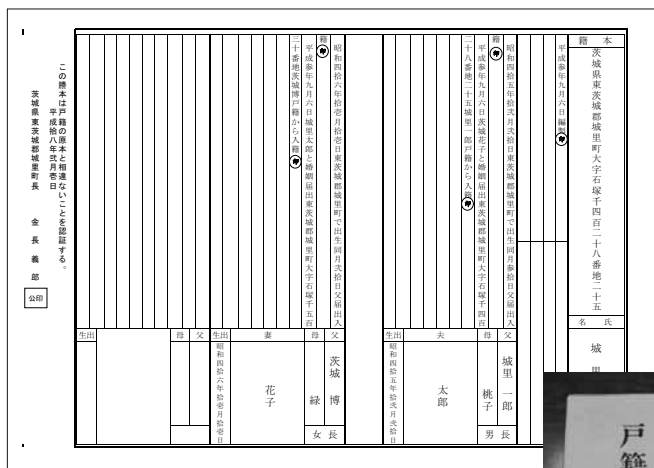
### ④附票もコンピュータ化

されます

戸籍に登録されているかたがどこに住んでいるかがわかるものが戸籍の附票です。

戸籍と平行して附票もコンピュータ化します。

今までの謄抄本



今まで使われていた戸籍簿

新しい証明書の様式

(1.01) 全部事項証明

本籍	茨城県茨城県城里町大字石塚1428番地25
氏名	城里 太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】 平成18年2月4日 【改製事由】 平成6年法律第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者	【名】 太郎 【配偶者区分】 夫 【生年月日】 昭和45年12月20日 【父】 城里 一郎 【母】 城里 桃子 【続柄】 長男
身分事項 出生	【出生日】 昭和45年12月20日 【出生地】 茨城県茨城県城里町 【届出日】 昭和45年12月30日 【届出人】 父
婚姻	【婚姻日】 平成3年9月6日 【配偶者姓名】 城里 花子 【従前戸籍】 茨城県茨城県城里町大字石塚1428番地25 城里 一
戸籍に記載されている者	【名】 花子 【配偶者区分】 妻 【生年月日】 昭和46年11月11日 【父】 茨城 博 【母】 茨城 緑 【続柄】 長女
身分事項 出生	【出生日】 昭和46年11月11日 【出生地】 茨城県茨城県城里町 【届出日】 昭和46年11月20日 【届出人】 父
婚姻	【婚姻日】 平成3年9月6日 【配偶者姓名】 城里 太郎 【従前戸籍】 茨城県茨城県城里町大字石塚1530番地 茨城 博

発行番号 0000000001  
この上、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。  
平成18年2月6日

茨城県茨城県城里町長 金長 義郎

職印

問合せ 町民課 戸籍係 ☎029-288-3111 (内線115)